

その他の書面によるご案内

○診療報酬の詳細がわかる明細書の発行について

当院は、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、医療費の内容の分かる領収書及び診療報酬の詳細が分かる明細書を発行しています。

また、公費負担医療等の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様に無料で明細書を発行しております。

なお、明細書の発行を希望されない方は、窓口にお申し出ください。

○医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

○後発医薬品について

当院は、厚生労働省指針のもと後発医薬品への変更を適時行っております。但し、以下のような後発医薬品へ変更ができない、あるいは変更しないほうがよいと判断される場合はその限りではありません。

- ・後発医薬品がまだ発売されていない成分
- ・漢方エキス剤（すべて先発医薬品のため）
- ・変更すると、症状が変化する可能性があるとは判断される場合
- ・外用薬など使用感覚の状況が変化するとは判断される場合
- ・適応症が同じでない後発医薬品
- ・先発医薬品との薬学的同等性が証明されていない医薬品
- ・流通や生産量が不十分で在庫量が確保できない医薬品

○お薬の変更について

医薬品の供給状況によりお薬を変更する場合があります。

お薬の変更が必要な場合は、説明させていただきます。

○一般名処方について

当院では、院外処方せんの表記を一般名処方とさせていただいており、厚生労働省が示す記載方法に準じて、『【般】+「一般名（成分名）」+「剤形」+「含量」』の形式で処方せんに記載されます。

- ・一般名処方で記載された処方せんでは、有効成分が同一である薬が複数あれば、先発医薬品とジェネリック医薬品のどちらで調剤するのか調剤薬局で相談して選ぶことができます。
- ・ジェネリック医薬品は先発医薬品より価格を安くすることができ、患者様の負担軽減や、国の医療費削減につながります。